

令和7年度第2回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

- 日 時 令和8年1月26日（月）14：00～14：43
- 場 所 香川県庁本館 21階特別会議室
- 出席者 名簿のとおり
- 次 第
 1. 開会
 2. 会長（知事）挨拶
 3. 議題
 - （1）香川県広域水道企業団議会への提出議案等について
 - （2）料金統一化の検討について
 4. 閉会
- 配付資料
 1. 次第
 2. 委員名簿
 3. 配席図
 4. 資料1 令和8年2月香川県広域水道企業団議会定例会について
 5. 資料2 令和8年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案の概要
 6. 資料3 統一統一化の検討について
 7. 令和8年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案
 8. 令和7年度補正予算説明書
 9. 令和8年度当初予算説明書

■ 議事

○司会（近藤事務局長）

それでは、皆様お揃いになりましたので、令和7年度第2回香川県広域水道企業団運営協議会を開催いたします。

始めに、本協議会会長の池田知事からご挨拶を申し上げます。

○会長（知事）

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、香川県広域水道企業団運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先月8日の青森県の地震、また、今月入っての山陰の地震においても水道施設の損壊による断水等が発生をしております。

耐震化の重要性を改めて認識をしたところでございます。

皆さん方のご協力を得て耐震化のスピードアップをしているところでございますけれども、引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

今日は、来月6日に開催予定の企業団議会において提出する予算議案などについて

ご協議をお願いしたいと思っております。

そしてさらに水道料金統一化についてもご協議をお願いしたいと思っております。

予算議案につきましては、令和8年度当初予算案は令和7年度の当初予算に続きまして2年連続の赤字予算、また全ての事業体が赤字予算となるなど大変厳しい状況でございます。

後程ご説明させていただきます。

そのほかに、条例議案や監査委員の選任同意も提出をさせていただきます。

最後に水道料金の統一化につきましては、今月20日の日に第7回水道事業等審議会におきまして、水道使用者の急激な負担増を抑制するという観点からの複数の料金水準案、また料金体系についても審議をされておりますので、その審議内容についても報告させていただきます。

この秋の答申に向けて引き続き審議が行われますので、適宜状況をご報告し、ご意見をいただく予定としております。

この後、議題の内容について、副企業長からご説明いたします。

皆様方には、ご審議いただきますようお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○司会（近藤事務局長）

それでは議事に移らせていただきます。

本協議会規則第4条第1項の規定により会長が会議の議長となります。

会長よろしく申し上げます。

○議長（知事）

それでは、規則に基づきまして私のほうで議長を務めさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

まず議題1の香川県広域水道企業団議会への提出議案等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（高木副企業長）

副企業長の高木でございます。

議題の香川県広域水道企業団議会への提出議案等について、ご説明いたします。

失礼して着座をさせていただきます。

最初に、お手元の資料1をご覧ください。

今年度第2回目の企業団議会定例会は来月6日の午後3時から、香川県庁本館21階特別会議室を議場として開催する予定としております。

当日の議事としては、ご覧の内容を予定しております。

それでは、資料に沿って、議案等の内容について、ご説明させていただきます。

資料2、議案の概要をご覧ください。

1 ページをお開き願います。

まず、予算議案は、第1号議案から第4号議案までの4議案でございます。

第1号は水道事業会計の、第2号は工業用水道事業会計の令和7年度補正予算、第3号、第4号は、それぞれ、両会計の令和8年度当初予算議案でございます。

3 ページをお開き願います。

令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算の概要についてでございます。

まず、水道事業会計について、1の業務量につきましては、給水戸数は、ほぼ横ばい、給水人口、給水量は、前年度から微減を見込んでおります。

また、有収水量につきましても、人口減少等に伴う使用水量の減少が見込まれるため、例年当初予算としては、前年度当初予算から微減となる水量を見込んでおります。

4 ページをお開き願います。

2の予算見積、(1)概況についてでございます。

はじめに、令和7年度2月補正後予算でございます。

収益的収支でございますが、左側、収入につきましては、4行目の計のとおり、2億6,600万円増の233億7,400万円を見込んでおります。

一方、右側、支出につきましては、4行目の計のとおり、3,400万円減の240億6,300万円を見込んでおります。

この結果、収支差引は、表の左端一番下にありますとおり、6億8,900万円の赤字となる見込みでございます。

5 ページをご覧ください。

令和7年度2月補正後予算の資本的収支でございます。

表の右側、支出でございますが、建設改良費につきましては、令和7年度当初予算に比べ、50億6,100万円増の182億4,500万円を見込んでおります。

主な増加理由は、国の補正予算に伴う補正として増額補正を行うものでございます。

なお、財源につきましては、表の左側、収入のとおり、企業債や国庫補助金、市町からの出資金などを見込んでおり、表の一番下、収支差引の不足額、86億9,200万円につきましては、表の下の※印のとおり、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

6 ページをお開き願います。

令和8年度当初予算でございます。

収益的収支でございますが、左側、収入につきましては、給水収益は、先程ご説明したとおり、人口減少等に伴う減少を見込んでおりますが、営業外収益において、預金利息及び国庫補助金の収入増となるため、4行目の計のとおり、令和7年度当初予算と比べ、1億2,100万円増の232億2,900万円を見込んでおります。

一方、右側、支出につきましては、漏水修繕業務の増加などによる委託料の増加や、浄水施設修繕の増加による修繕費の増加のほか、人事院勧告等を考慮した人件費の増

などにより、4行目の計のとおり、令和8年度当初予算は、令和7年度当初予算と比べ、14億4,700万円増の255億4,400万円を見込んでおります。

この結果、収支差引は、表の左端一番下のとおり、23億1,500万円の赤字と、昨年度に続き2年連続の赤字予算となる見込みでございます。

なお、水道事業会計では、税込みの場合、給水収益（料金）に係る預かり消費税の影響などにより、実態との乖離があることから、経営状況を見る場合、税抜きが用いられますが、税抜きで見た場合、収益的収支差引の行の上段のカッコ内のとおり、令和8年度当初予算では、28億6,100万円の赤字となる見込みでございます。

7ページをご覧ください。

令和8年度当初予算の資本的収支でございます。

表の右側、支出でございますが、建設改良費につきましては、令和7年度当初予算と比べ、11億7,900万円増の143億6,300万円を見込んでおります。

主な増加理由は、頁下方に記載のとおり、工事請負費が7億2,000万円増加、資産購入費が3億3,100万円増加などによるものでございます。

なお、財源につきましては、表の左側、収入のとおり、企業債や国庫補助金、市町からの出資金などを見込んでおり、表の一番下、収支差引の不足額、85億5,400万円、につきましては、表の下の※印のとおり、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

8ページをお開き願います。

(2) 財務についてでございます。

企業団では、香川県水道広域化基本計画において、表の下の(注)に記載のとおり、区分経理満了時に旧事業体が遵守すべき財政収支の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5倍程度とすることを定めております。

毎年度末の目標値ということではございませんが、企業団全体では、令和8年度末で、企業債残高は3.27倍、内部留保資金は1.03倍となる見込みとなっております。

なお、旧事業体ごとの状況につきましては、28ページからの令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算参考資料にございますので、概況をご説明させていただきます。

28ページをお開き願います。

28ページでございます。

まず、28ページ、29ページは、令和8年度当初予算の旧事業体ごとの状況でございます。

表の中段から少し下、太線で囲っております、損益、当年度純利益につきましては、先ほどご説明したとおり、企業団全体では、税抜きで28億6,100万円の赤字となる見込みであり、事業体ごとに見ましても全ての事業体で赤字となる見込みでございます。

また、表の一番下、指標でございますが、企業債残高につきましては、東かがわ、土庄、綾川、丸亀、善通寺、琴平、多度津の7事業体が3.5倍を超える見込みとなっており、内部留保資金につきましては、さぬき、坂出、琴平、多度津、まんのうの5事業体が0.5倍を満たせない見込みとなっております。

30ページをお開き願います。

30ページ、31ページは、令和7年度2月補正後予算の状況でございます。

高松をはじめ15事業体が赤字の見込みとなるなど、令和8年度当初予算同様に厳しい状況となっております。

それでは、9ページにお戻りください。

9ページでございます。

3の施設整備事業、(1)の概況についてでございます。

事業費について、欄外下(注)のとおり、広域水道設備費は、広域化に伴う導水管や送水管の新設などを、経年施設更新整備事業費は、耐用年数を踏まえた管路や施設の更新・耐震化などを、その他建設改良事業費は、管路支障移転や県の工事に伴う負担金などを内容としておりますが、表の上から4行目、計のとおり、令和8年度当初予算では、令和7年度当初予算に比べ7億9,200万円増の128億2,700万円を見込んでおります。

また、令和7年度2月補正後予算では、国の補正予算に伴う補正額57億5,200万円を含めて、169億9,900万円の事業費を見込んでおります。

なお、表の右端に参考として、14か月予算の欄を設けておりますが、令和8年度当初予算の額に、令和7年度の国の補正予算に伴う補正額を加えた額は、合計で185億7,900万円となっており、令和7年度当初予算に比べ、65億4,400万円の増となっております。

10ページをお開き願います。

(2) 施行計画でございますが、令和8年度施行予定の主なものを記載しております。

①の広域水道設備費につきましては、小豆ブロックでの肥土山浄水場更新工事や、高松ブロックでの御殿配水池送水施設築造工事などを、引き続き実施するとともに、東讃ブロックでの六番小方線(ろくばんおがたせん)送水管新設工事などの新設工事を施行することとしております。

11ページをご覧ください。

②経年施設更新整備事業費でございますが、13ページにかけまして、各ブロック等で施行予定の5,000万円以上の工事について記載しております。

なお、○印を付したものは、耐震化に係る事業でございます。

14ページをお開き願います。

③その他建設改良事業費でございますが、管路支障移転等を計上しております。

また、工事に伴う主な負担金として、県が平成7年度から実施している五名ダム再開発事業について、1万4,000立方メートルの新たな渇水対策容量を確保するために、企業団が令和5年度から行っております、当該事業に対する費用負担については、令和8年度も負担することとなっております。

また、独立行政法人水資源機構が、香川用水の共用区間の老朽化・耐震化対策を行うために、令和8年度から令和25年度にかけて実施する、香川用水施設改築事業について、全体事業費240億円のうち、24.24%の、59億4,500万円を企業団水道事業が費用負担してまいります。

令和8年度の負担額は1億1,800万円となっております。

なお、企業団工業用水道の費用負担額は、全体事業費のうち、4.04%の、9億5,700万円余でございます、令和8年度の負担額は1,900万円余となっております。

15ページをご覧ください。

令和7年度2月補正で予算措置をすることとなる、国の補正予算に伴って実施する工事等のうち、主なものを記載しております。

18ページをお開き願います。

4、債務負担行為のうち主なものでございます。

各ブロック統括センターで施工いたします、通信装置更新事業でございます。

これは、浄水施設のうち、ポンプ場等の水量等を遠隔から監視するために使用しているNTTアナログ専用回線について、令和10年度末にサービス提供が終了となることから、サービス終了の期限までの3ヵ年において、光回線等に移行するため、通信装置等の更新工事を行うもので、各ブロック統括センター単位で、発注施工するものでございます。

19ページをご覧ください。

5、その他主な新規事業でございます。

まず、広報推進事業につきましては、料金統一検討状況の周知や企業団採用職員の充実を図るためには、企業団の認知度向上や、水道事業への理解を深めていただくことが必要であることから、従来の広報手段に加えて、動画制作や広告展開等、幅広い世代に向けた広報活動を実施し、広報事業を充実するものでございます。

次に、西讃浄水場整備基本検討事業についてです。

西讃地区において計画している、西讃浄水場の整備は、既存の西部浄水場との併用による、緊急時の相互補完性を強化し、事故・災害時における給水の確実性を確保するために行うものであり、当該事業を効率的かつ効果的に整備できるよう基本検討を行うものでございます。

次に、PPP手法導入に向けた事前検討事業につきましては、西讃浄水場整備の検討に併せ、中長期的な水道施設の改築・更新に向けたウォーターPPPと呼ばれる上下水道等の水分野における官民連携手法の検討を行うものでございます。

次に、水道管路耐震化官民連携あり方検討事業についてです。

南海トラフ地震等の大規模災害に備えた水道管路の耐震化をさらに促進するため、昨年策定した上下水道耐震化計画や水道事業を担う技術職員のマンパワーの現状を踏まえて、諸条件の整理や、デザインビルド、DBやPFIなどの官民連携手法の導入検討を行うものです。

次に、新技術を活用した漏水調査事業につきましては、多発する漏水に対応するため、人工衛星やAIを利用した新技術を用いて、より効果的な漏水調査を実施するものでございます。

次に、水質検査室再編事業につきましては、令和8年度から水質基準に追加されるPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）をはじめ、多数の検査を効率的に実施するため、令和9年度当初までに、検査室を2か所に集約するとともに、老朽化した検査機器を高機能化して更新するものでございます。

水道事業につきましては、以上でございます。

20ページをお開き願います。

20ページからは工業用水道事業会計についてでございます。

1の業務量につきましては、令和8年度も、令和7年度当初予算と同数の42事業所となる見込みであり、年間給水量についても、令和7年度当初予算に比べ、微増を見込んでおります。

21ページをご覧ください。

2の予算見積、(1)概況についてでございます。

はじめに、令和7年度2月補正後予算の収益的収支でございます。

収支差引は、表の左端、最下段にありますとおり、1億4,700万円の黒字となる見込みでございます。

なお、税抜きでは、同じ行の上段カッコ内のおり、1億3,500万円の黒字となる見込みでございます。

22ページをお開き願います。

令和7年度2月補正後予算の資本的収支でございます。

表の右側、建設改良費につきましては、令和7年度当初予算に比べ、300万円減の5億4,400万円を見込んでおります。

なお、表の左側最下段、収支差引の不足額6億円につきましては、表の下の※印のおり、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

23ページをご覧下さい。

令和8年度当初予算の収益的収支でございます。

収支差引は、表の左端、最下段にありますとおり、5,200万円の黒字となる見込みでございます。

なお、税抜きでは、同じ行の上段カッコ内のおり、4,700万円の黒字となる見込みでございます。

24ページをお開き願います。

令和8年度当初予算の資本的収支でございます。

表の右側、建設改良費につきましては、令和7年度当初予算と比べ、6,000万円減の4億8,700万円を見込んでおります。

なお、表の左側最下段、収支差引の不足額5億9,100万円につきましては、表の下の※印のおり、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

25ページをご覧ください。

3の施設整備事業、(1)概況についてでございます。

事業費は、表の上から3行目、計のおり、令和8年度当初予算では、令和7年度当初予算に比べ7,700万円減の4億7,000万円を、令和7年度2月補正後予算では、2,400万円減の5億2,300万円を見込んでおります。

続きまして(2)施行計画でございますが、令和8年度の主なものとして、①経年施設更新整備事業費につきましては、中部浄水場工水沈殿池機械設備更新工事を予定しております。

予算議案につきましては、以上でございます。

続きまして、予算外議案についてご説明させていただきます。

議案の概要の34ページをお開きください。

34ページでございます。

まず、第5号議案、香川県広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例議案でございます。

行政手続法の一部が改正される趣旨に鑑み、公示の方法による聴聞の通知の方法を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和8年5月21日としております。

次に第6号議案、香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたこと等を考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うものでございます。

施行期日は、令和7年12月に支給する期末手当に係る改正は規則で定める日から施行のうえ、同年12月1日から適用することとし、令和8年度以降に支給する期末手当に係る改正は令和8年4月1日としております。

次に35ページをご覧ください。

第7号議案、香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して、一般職の職員の給与の種類及び基準について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、第2種初任給調整手当を新設し、現行の初任給調整手当を第1種初任給調整手当とすること。

扶養手当について、支給対象となる扶養親族から配偶者を除くこと。

特地勤務手当について、地域手当が支給される場合に支給額を減ずる調整措置を廃止することでございます。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

次に第8号議案、香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例議案でございます。

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用している条項を改めるものでございます。

施行期日は、令和8年9月24日としております。

36ページをお開き願います。

第9号議案及び第10号議案は、いずれも人事案件で、任期満了に伴う香川県広域水道企業団監査委員の後任者を選任することについて、議会の同意を求めようとするものでございます。

石垣佳邦（いしがき よしくに）氏は、元高松市上下水道事業管理者で現監査委員でございます。

山崎泰志（やまさき やすし）氏は、公認会計士で新しく監査委員に選任しようとするものでございます。

香川県広域水道企業団議会への提出議案等につきましては、以上でございます。

○議長（知事）

はい、ありがとうございます。

それでは、今、説明をいたしました内容について、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、香川県広域水道企業団議会への提出議案は、以上とさせていただきます。

そうしましたら、次に移らせていただきます。

議題2の料金統一化の検討につきまして説明をお願いいたします。

○事務局（高木副企業長）

議題の料金統一化の検討についてご説明いたします。

お手元の資料3、料金統一化の検討についてをご覧ください。

A3の横、1枚でございます。

水道料金統一化の取り組みにつきましては、昨年秋から料金制度概案の作成に取り

掛かったところで、11月に開催した第6回水道事業等審議会において、給水人口及び有収水量が将来減少傾向にあること、また、水道施設の耐震化の推進をはじめとした施設整備計画の推進や、社会情勢、経済環境の変化に伴う物件費、人件費の高騰などによる資金不足を解消するためには料金改定が必要であり、それに向けて料金所要額を検討し、料金改定率を決定する必要があることについて、ご説明させていただいたところでございます。

先日、1月20日に開催いたしました第7回水道事業等審議会において、統一料金の検討を進めるため、料金算定期間や統一料金の水準、料金の仕組みなどについて議論いたしました。

1、料金統一化検討案についてをご覧ください。

前提条件を現在の基本計画の財政運営条件を踏襲した左側の検討案1と、もう少し改定率を抑制するため条件を緩和した右側の検討案2の2つを設定して、それぞれ6案ずつ、合計12案の料金改定案を提示いたしました。

まず、検討案1と検討案2の前提条件の違いについてご説明いたします。

1つ目の条件は、財政指標です。

項目のうち上側の内部留保資金をご覧ください。

検討案1では、平成29年8月に策定した香川県水道広域化基本計画の財政指標を満たしており、災害等の非常時に備えて料金収入の半年分、0.5程度以上としていましたが、検討案2では、通常時において一時借入をせず、資金が一時的にでも不足しない水準である30億円、料金収入の1.5か月分程度となりますが、30億円以上とする条件に緩和いたしました。

次に項目の下側の企業債残高比率でございませう。

検討案1では、財政健全化法に基づく将来負担比率を用いて、市町村が早期健全化団体とされる基準値の3.5以下としておりましたが、検討案2では、料金統一後、一体経理となる企業団は都道府県に準ずるものとして、都道府県の基準値である4.0以下とし、企業債の発行限度を緩めた条件にいたしました。

2つ目の条件といたしまして、検討案1では、原価割れを回避するために達成すべき料金回収率100%を満たすことにより、損益ベースで黒字となる総収支比率100%も満たしておりましたが、検討案2では、改定率を抑制するため、料金収入を減じることにより、料金回収率100%を満たさず原価割れとなりますが、事業運営上、最低限必要となる総収支比率100%は確保する条件といたしました。

この2つの前提条件で試算したところでございませう。

まず、左側の検討案1は非常時でも安定した資金確保と、財政運営を確保できる条件となっております。

一括改定では、すべての算定期間において平均改定率が30%を超えており、急激な改定を抑制するため、段階的に1年目と3年目の2段階で改定する場合は、すべて

の算定期間において1回目の平均改定率が20%を超えるという結果となり、3年目に同率の改定が必要となりますが、その際には通算で約50%の改定率になります。

次に、右側の検討案2は、今回は料金統一及び料金改定を同時に行うことから水道使用者への改定の影響を少しでも抑える条件になっております。

試算した結果、一括改定のケースでは、いずれの算定期間においても検討案1より約5ポイント少なくなり、算定期間3年で27.0%の改定率となるものの、4年、5年では30%台前半となりました。

また、段階的改定のケースでも2、3ポイント下がって、すべての算定期間において1回目の平均改定率が20%を下回りましたが、3年目に同率の改定が必要となり、その際には通算で40%台前半の改定率となりました。

次に資料の下側、2、料金体系についてをご覧ください。

将来も安定的な水道事業経営を維持するため、高松の料金体系を軸に、各事業体の現状を踏まえながら、使用水量に関わらず負担してもらう基本料金と、使用した水量に応じて必要となる従量料金の割合について、また、逡増度について、大口使用者と一般家庭などの小口使用者間の負担バランスに配慮しながら水道使用者間の公平性を確保できる仕組みについて審議いたしました。

第7回審議会においては、提示した料金水準や料金体系について様々なご意見やご審議を頂きましたが、さらに議論を深めるために、引き続き審議いただくことになり、3月に開催予定の第8回審議会に向けて、利用者皆さまの負担や公平性に十分配慮しながら検討を進めてまいります。

なお、料金統一化の状況については、今後も、各種広報媒体を活用し、情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

水道事業等審議会におきましては、この秋の答申に向けて審議が進められますが、その状況につきましては各市町長の皆様に適宜ご説明し、ご意見をいただくとともに、企業団議会への報告、また、県議会及び市町議会へも適宜説明を行ってまいります。

料金統一化の検討についての説明は以上でございます。

○議長（知事）

はい、ありがとうございます。

それでは、今説明しました内容についてのご質問やご意見をお願いします。

はい、ありがとうございます。

大変な値上げをご相談することになると思いますけれども、引き続き個別に副企業長がご説明に参りますので、なんとか県民の理解を得られる案でランディングできますよう何卒よろしく願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは以上で議事は終了でございますが、他に企業団の事務に関することでご発言がありましたらお願いします。

はい、ありがとうございました。

それでは、ご意見ないようですので、今日の協議会は以上とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（近藤事務局長）

以上をもちまして第2回運営協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(14:43 閉会)